



平成 27 年 5 月 26 日

各 位

会 社 名 長 野 計 器 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 依 田 恵 夫
(コード番号 7715 東証第一部)
問 い 合 せ 先 法 務 ・ コ ン プ ラ イ ア ン ス 部
担 当 取 締 役 涌 井 利 文
(TEL 03-3776-5379)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 26 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 93 回定時株主総会に附議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号。以下、「改正会社法」という。）が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことにより、社外取締役または社外監査役に限らず、業務執行取締役等以外の取締役または監査役との間で責任限定契約を締結することが可能となりました。本件は、これらの取締役または監査役が期待される役割を十分に発揮することができるように、改正会社法に基づき、定款第 23 条（取締役の責任免除）および第 34 条（監査役の責任免除）の一部を変更するものであります。

また、定款第 23 条（取締役の責任免除）の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 26 日（金曜日）
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 26 日（金曜日）

以 上

(下線部が改定箇所になります。)

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役および取締役会 第19条～第22条 (条文省略) (取締役の責任免除)</p> <p>第23条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に定める取締役(取締役であった者も含む。)の責任を法令に定める範囲内で、免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、同法第423条第1項に定める責任に関し、法令に定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>第24条～第29条 (条文省略) 第5章 監査役および監査役会 第30条～第33条 (条文省略) (監査役の責任免除)</p> <p>第34条 (条文省略)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間に、同法第423条第1項に定める責任に関し、法令に定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>第35条～第37条 (条文省略)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 第19条～第22条 (現行どおり) (取締役の責任免除)</p> <p>第23条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に定める取締役(取締役であった者<u>を</u>含む。)の責任を法令に定める範囲内で、免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>)との間に、同法第423条第1項に定める責任に関し、法令に定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>第24条～第29条 (現行どおり) 第5章 監査役および監査役会 第30条～第33条 (現行どおり) (監査役の責任免除)</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に定める責任に関し、法令に定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>第35条～第37条 (現行どおり)</p>

以上